

○福島県公害紛争処理条例

昭和四十五年十月二十日

福島県条例第五十号

改正 昭和四八年三月二七日条例第二〇号

昭和四九年一〇月二二日条例第六八号

昭和六〇年三月二六日条例第一六号

昭和六一年三月二五日条例第一八号

平成一二年三月二四日条例第三二号

平成一五年三月二四日条例第一八号

平成一九年一〇月一六日条例第七三号

福島県公害紛争処理条例をここに公布する。

福島県公害紛争処理条例

(趣旨)

第一条 この条例は、公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号。以下「法」という。）

第十三条及び第四十四条第二項の規定による公害に係る紛争の処理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(平一二条例三二・一部改正)

(審査会の設置)

第二条 法第十三条の規定に基づき、福島県公害審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(審査会の組織)

第三条 審査会は、委員十人以内で組織する。

(昭六一条例一八・一部改正)

(手続費用)

第四条 法第四十四条第二項の条例で定める費用は、次に掲げるものとする。

一 公害紛争処理法施行令（昭和四十五年政令第二百五十三号）第十条の規定により陳述

若しくは意見を求められ、又は鑑定を依頼された参考人又は鑑定人に支給する鉄道賃、船賃、車賃、日当、宿泊料又は鑑定料

二 調停委員会又は仲裁委員会が提出を求めた文書又は物件の提出に係る費用

三 あつせん委員、調停委員、仲裁委員、専門調査員又は職員の出張に要する費用

四 呼出し又は送達のための費用

2 前二項第一号の鑑定人に支給する鑑定料の額は、当該鑑定をするに当たり、必要とした

特別の技能の程度又はこれに要した時間及び費用を考慮して知事が定める額とする。

3 第一項第一号の鑑定料の支給方法は、知事が定める。

(昭四八条例二〇・昭四九条例六八・平一二条例三二・平一五条例一八・一部改正)

(手数料)

第五条 審査会に対し調停若しくは仲裁の申請をする者又は法第二十三条の四第一項の規定による参加の申立てをする者から、別表の上欄の申立ての区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額の手数料を徴収する。ただし、法第三十六条第一項の規定により調停が打ち切れ、又は同条第二項の規定により当該調停が打ち切られたものとみなされた事件につきその旨の通知を受けた日から二週間以内に当該調停の申請人又は参加人からされた仲裁の申請については、同表により算出した額から当該調停の申請又は当該調停の手続への参加の申立てについて納めた手数料の額を控除した額とする。

2 別表において手数料の額の算出の基礎とされている調停又は仲裁を求める事項の価額は、申請又は参加の申立てにより主張する利益によつて算定する。この場合において、価額を算定することができないときは、その価額は、五百万円とする。

3 第一項の手数料は、手数料の額に相当する額の福島県収入証紙をはつて納めなければならない。

4 公害紛争処理法施行令第六条の規定により調停を求める事項の価額を増加するときは、増加後の価額につき納付すべき手数料の額と増加前の申請又は参加の申立てについて納められた手数料の額との差額に相当する額の福島県収入証紙を同条の書面にはつて納めなければならない。

(昭四八条例二〇・平一二条例三二・平一九条例七三・一部改正)

(手数料の減免又は納付の猶予)

第六条 知事は、調停若しくは仲裁の申請又は法第二十三条の四第一項の規定による調停の手続への参加の申立てをする者が貧困により前条第一項の手数料を納付する資力がないと認めるときは、当該手数料を軽減し、若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

2 前項の規定による手数料の軽減若しくは免除又はその納付の猶予を受けようとする者は、規則で定めるところにより、書面をもつて、その旨を申請しなければならない。

(昭四八条例二〇・平一二条例三二・一部改正)

附 則

この条例は、昭和四十五年十一月一日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定は、

昭和四十六年四月一日から施行する。

別表（第5条関係）

（昭四八条例二〇・追加、昭六〇条例一六・一部改正）

項	上欄	下欄
一	調停の申請	<p>調停を求める事項の価額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額</p> <p>(一) 調停を求める事項の価額が百万円まで 千円</p> <p>(二) 調停を求める事項の価額が百万円を超え千万円までの部分 その価額一万円までごとに七円</p> <p>(三) 調停を求める事項の価額が千万円を超え一億円までの部分 その価額一万円までごとに六円</p> <p>(四) 調停を求める事項の価額が一億円を超える部分 その価額一万円までごとに五円</p>
二	仲裁の申請	<p>仲裁を求める事項の価額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額</p> <p>(一) 仲裁を求める事項の価額が百万円まで 二千円</p> <p>(二) 仲裁を求める事項の価額が百万円を超え千万円までの部分 その価額一万円までごとに二十円</p> <p>(三) 仲裁を求める事項の価額が千万円を超え一億円までの部分 その価額一万円までごとに十五円</p> <p>(四) 仲裁を求める事項の価額が一億円を超える部分 その価額一万円までごとに十円</p>
三	法第二十三条の四第一項の規定による	調停の手續への参加の申立て 一の項により

参加の申立て	算出して得た額
--------	---------

- 附 則（昭和四八年条例第二〇号）  
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和四九年条例第六八号）  
この条例は、昭和四十九年十一月一日から施行する。
- 附 則（昭和六〇年条例第一六号）  
この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。
- 附 則（昭和六一年条例第一八号）  
この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。
- 附 則（平成一二年条例第三二号）  
この条例は、平成十二年四月一日から施行する。
- 附 則（平成一五年条例第一八号）  
この条例は、平成十五年四月一日から施行する。
- 附 則（平成一九年条例第七三号）  
この条例は、公布の日から施行する。